

## 近世朝廷と寺社の祈禱

### ―近世的七社七寺体制の成立と朝幕関係―

間 瀬 久美子

はじめに

近世の天皇は、どのような役割を果たしていたのであろうか。現在における大方の見解は、深谷克己『近世の国家・社会と天皇』<sup>①</sup>に代表される次のようなものであると考える。それは、近世幕藩制国家は、「公武御同躰」の公儀<sup>②</sup>国家公権が構成されるも、権力分有ではなく、「公儀」内部の、軍事的政治的権力と宗教的身分的権威の分業であると捉え、将軍と天皇の区別は、国家権力と国家権威の区別であって、ともに幕藩制国家の内在的要素である。したがって、幕藩制期の天皇の重要な機能の一つが宗教的機能であり、それは寛永期に至るまでの朝幕確執を通じて天皇からの政事・軍事機能の剥奪過程をとめないながらの神事機能への封鎖の結果である。深谷は、天皇のもう一つの機能として、官位制度による天皇・朝廷の身分的觀念を形象化する役割をあげている。この第二の機能を、高埜利彦は「禁中並公家諸法度」で規定された官位・改暦・僧位僧官・上人号等における国制的機能<sup>③</sup>と表現している。本稿では主として、深谷や高埜が天皇の第一の機能として挙げる宗教的機能について取り上げる。こうした近世国家の公儀論にもとづいて、近年多くの近世幕藩制国家における朝廷と幕府の關係論が実証研究として急速に進展してきた。そのなかでも、天皇の宗教的役割、近世朝廷祭祀に注目しつつ朝廷幕府研究で中心的な役割を果たしてきたのが、高埜利彦と井上智勝である。高埜は、近世の朝廷は幕藩制国家のなかで国家安全・五穀豊穰等の祈

願を神祇道・仏教などで行ない、また幕府は伊勢はじめ二二社や東大寺等の大社大寺等に朱印地を与え修復等を行なうことで国家安全や幕府権力の長久を祈願させる役割を担わせたと捉え、その祭祀構造を内(禁中内侍所等)・表(朝廷行事)・外(寺社)という三重の同心円的構造として提示<sup>③</sup>した。井上智勝<sup>④</sup>は、国家祭祀という視点を強調し、近世日本には国家規模の祀典書も祭祀の基準もなく、徳川政権は天皇朝廷の有した国家祈禱権を利用して政権の正当性を高め、国家祭祀は一次的な恒例国家祭祀と二次的な臨時国家祈禱の二重構造から成り、その主たる担い手は天皇朝廷で、徳川幕府は臨時祈禱のみ天皇朝廷と共に担ったが、施設維持や財政面での間接関与に止まったと捉えている。山口和夫も豊臣政権期の祈禱に注目しつつ、近世朝廷の政治的宗教的機能について、特に天皇祭祀を神仏習合という視点から日常的な神事(毎日御拜)・仏事(黒戸の念持仏・祈禱)・儀礼(即位灌頂・大嘗祭)に分類して論じており、寺社での地震祈禱についても、上七社・七大寺が朝廷祭祀の担い手として国家的な祈禱機能を担った<sup>⑤</sup>と論じている。松本久史は、朝廷・神社祭祀のなかに、勅使派遣・宣命幣帛執行を伴う重儀である「奉幣」と、神社内での祈禱が巻数として朝廷に献上される日常型の「祈禱」の二種類に分類し、上七社七寺の祈禱が近世朝廷に特有なものである<sup>⑥</sup>と捉えている。また石津裕之は、二二社のうち北野天満宮を素材として、二二社が如何に朝廷との関係の中で自社を位置付けてきたのかということとを寺社伝奏以外の内部組織構成員や菅原氏という複数の媒介者に焦点を当てて、神社側からの朝廷との関係を実証的に分析<sup>⑦</sup>している。櫛田良道は、幕府側の祈禱として将軍家祈禱寺としての護持院・護国寺・寛永寺についてその役割を分析している<sup>⑧</sup>が、災害時の祈禱についてはほとんど触られていない。

以上の先行研究の成果を踏まえた上で、近世の国家祭祀の一つであり、高埜でいえば朝廷祭祀の内と外、井上のいう二次的臨時国家祈禱である元禄一六年の関東大地震に対する朝廷幕府と上七社寺の祈禱については、別稿で論じたので、ここでは、綱吉政権以前について豊臣政権期にまで遡って、近世朝廷と寺社の祈禱について、民衆生活

にもっとも関係の深い災害祈禱を災害以外の祈禱全体のなかで位置づけることを課題とした。紙数の関係もあり、今回は主に近世前半に成立する上七社七寺体制の成立に至る過程を検討する。今回使用した主たる史料は、正親町天皇から孝明天皇に至る各『天皇皇族実録』<sup>(9)</sup>である。

## 一 近世朝廷と寺社の災害祈禱

### (一) 豊臣政権期

#### 1 正親町天皇・後陽成天皇の時代

表1は、『正親町天皇実録』・『後陽成天皇実録』<sup>(10)</sup>から、一五八三年一月―一五九八年八月までの豊臣政権期における社寺と禁中祈禱を一覧にしたものである。この表から、当該期は禁中の中でも内侍所御神楽中心の祈禱であったことがわかる。この一六年間の特徴は、①秀吉関係の社寺・禁中内侍所御神楽が執行される時期は、天正一三年(一五八五)七月の秀吉関白就任以降であること。②一八回の内侍所御神楽のうち、北政所申請が七回と最も多く秀吉の戦勝・病回復等秀吉関係が計一二回と三分の二を占めること。③禁裏清涼殿等内侍所以外での祈禱でも聚楽第行幸無為・秀吉戦勝・病祈禱が三回あること。④社寺(石清水・賀茂・吉田・諸社)における秀吉戦勝祈願が七回もあり、特に天正一八年の小田原攻めの際には、諸社・内侍所御神楽・禁裏金剛童子法・聖護院・禁裏黒戸と五回に及ぶ神仏祈禱を執行している。この間の朝廷による災害祈禱は、変異・炎旱・疫疾病・止雨・妖徴・月蝕・天変(彗星)・地震に対するものが一四回あり、天皇の誕辰日御愼・不豫・安産の皇室に対する祈禱六回の二倍以上あることに注目したい。民衆生活にとって最も大きな影響力を持っていた災害祈禱は、表1と2から天正一三年(一五八五)十一月の大地震に対するものであるが、同年一二月に禁中紫宸殿清涼殿と伊勢神宮で執行された地震祈禱は、朝廷が発令したものであり秀吉の要請によるものではない。

## 2 伊勢神宮における戦国期から徳川初期の祈禱

国家祈禱における朝廷寺社の役割を検討するために、伊勢神宮における戦国期から徳川初期における祈禱を一覧にしたものが表2である。朝廷が最も窮乏した戦国期後柏原天皇の永正年間伊勢内外宮の四回の祈禱のうち二回は、天変地妖と変異であり、豊臣秀吉政権期の内外宮合計一三回の祈禱のうち八回は地震・止雨・炎旱・晴雨・怪異に對する災害祈禱であり、江戸時代に見られるような天皇の健康・儀式祈禱が中心ではない。

表1『太神宮御祈引付』<sup>11)</sup>(自文明一九至元和六年)には、秀吉・家康・家康母病平癒祈禱が内外宮合計六回に對して、後陽成院と女院御不例・若宮元服の内外宮祈禱が計三回あるのみで、皇室第一の宗廟である伊勢神宮においても戦国期から江戸初期までの役割は、決して皇室健康・儀式祈禱が主たる役割ではなかったことを示している。しかし伊勢内宮荒木田守宣『御祈類聚』<sup>12)</sup>(自明曆四年至明治元年)では、全一八八回の祈禱中天変地異二八回・攘夷二二回に對して、天皇の健康・儀式等が一三八回を占めている。これは戦国期とは異なり江戸時代には朝廷財政の安定化により増加したものであるが、幕末の攘夷以外の災害祈禱の割合は、豊臣政権期と比べて大きく減少している。

### (二) 江戸初期から中期の災害祈禱

表3は後陽成天皇から孝明天皇に至る『天皇家族実録』記載の災害祈禱の一覽表である。この時期の祈禱を社寺と禁中という場所に注目して区分すると以下の三期に区分できる。

#### 1 後陽成天皇から後西天皇までの特色

この時期の特色は、①祈禱対象が彗星・地震・雨・火事・大風・天変等に對するもので、②祈禱場所は、社寺一七回、禁中紫宸殿・清涼殿が一四回・内侍所二回で、社寺と禁中祈禱の割合は二分されている。禁中は豊臣期と異なり紫宸殿・清涼殿が大半を占めている。殊に明正天皇<sup>めいしょう</sup>の時代の災害祈禱五回は全部宮中の紫宸殿等で行なわれ、内侍所

や社寺は一回もない。従って、③祈禱法も神道護摩・仁王經法・不動護摩・北斗七星法・孔雀經法・五大尊合行法等の仏式祈禱が大半である。④この期全体の社寺は伊勢・石清水・春日・吉田・御霊の五社と醍醐・青蓮院・東寺の三寺で、七社七寺の固定化された社寺ではない。殊に後光明天皇時代は明正天皇とは対照的に伊勢・春日・吉田の三社と東寺での社寺中心の祈禱で、禁中祈禱は伊勢大風時に清涼殿での青蓮院宮による仏式祈禱一回があるのみである。⑤後西天皇時代は禁中二回、社寺二回となり、殊に寛文二年五月の大地震に対する祈禱は伊勢・石清水・賀茂・春日・日吉五社と延暦・園城・東寺といった天台・真言宗の頂点に位置する寺院に対して、七日間の祈禱が執行されており、近世的朝廷主導の社寺における災害時国家祈禱体制の萌芽がみられる。

## 2 靈元天皇時代

靈元天皇時代になって、近世の朝廷祈禱体制は整備されてくる。即ち禁中祈禱は、ほぼ内侍所に一本化され、従来仏式祈禱が行なわれていた紫宸殿等での祈禱は姿を消し、御神楽・御祈といった神式祈禱が中心となる。それに伴って、社寺は伊勢・石清水・賀茂・松尾・稻荷・平野・春日の上七社に整備され、寺院は延暦・園城・興福・東大・東・仁和・広隆の七寺に固定化していくことが、表3から読みとれる。後陽成天皇から後西天皇までの禁中祭祀は仏式神式の両方の祈禱が執行されていたが、寛文三年（一六六三）靈元即位以降は、従来の禁中紫宸殿清涼殿等で執行されていた仏式祈禱が消えて、上七社に準ずる七寺が加わり、七社七寺による神仏両式の国家祈禱へと変貌を遂げていった。この要因については、まだ未解明である。一つ考えられることは、寛文三年（一六六三）、靈元天皇即位と同時に正親町実豊が靈元の議奏に任命され、翌寛文四年（一六六四）には武家伝奏に就任していることである。靈元は東山に譲位した直後の貞享四年（一六八七）一〇月二四日の「勅答之留」において仏札・仏護・僧形障子絵・対屋仏像・黒戸仏像を禁中や仙洞御所から取り払い別殿に置くことを命じている<sup>13</sup>。靈元天皇が朝儀復興意識の強い天皇であったことは、既に多くの研究者の認める<sup>14</sup>ところである。この靈元期の仏式排除の考え方

は、正親町神道即ち仏式排除の山崎闇斎垂加神道の影響<sup>15)</sup>なのか、靈元の即位当時院政を敷いていた後水尾院の影響<sup>16)</sup>なのかについては、現時点では確認できない。

### 3 靈元天皇以降の災害祈禱

靈元天皇の時代に朝廷による国家祈禱体制は七社七寺体制が成立し、以降の災害天変祈禱体制の基本となって踏襲され、禁中内侍所御神楽で天変地異や災害祈禱が執行されることはごく稀となった。内侍所御神楽で執行された災害祈禱は、①元禄一六年（一七〇三）十一月の関東大地震②寛保三年（一七四三）二月の妖星出現③明和六年（一七六九）八月の彗星④同七年（一七七〇）六月の字星出現⑤同九年（一七七二）九月の関東大火大風⑥天保三年（一八三三）閏十一月四日の文政一三年（一八三〇）地震後予防祈禱⑦安政六年（一八五九）一〇月の江戸城本丸炎上⑧同七年（一八六〇）二月の悪疫流行の八例のみである。八例中二例、元禄一六年関東大地震と明和九年「関東大火大風」に対する内侍所御神楽は將軍（綱吉と家治）の要請によるもので、文政一三年京都大地震および安政二年江戸大地震に対する災害祈禱は、七社七寺のみである。但し、靈元期以降も②③④の彗星等天変に対する祈禱は内侍所でも執行されている。これは後水尾天皇在位元和四年（二六一八）十一月一八日の彗星に対する内侍所御神楽が先例となり、靈元天皇寛文四年（一六六四）一月九日の後水尾法皇発願によるほうき星光物出現に対する内侍所御神楽で<sup>17)</sup>確立したと思われる。国家祭祀祈禱において注目すべきことは、民衆にとって最も生活上切実な炎旱祈雨祈禱が、禁中・社寺共に明正天皇の寛永八年（一六三一）から後桜町天皇の明和七年（一七七〇）まで断絶していたこと、また祈雨祈禱再開は、明和七年字星出現の祈禱時に問題となり再開されたこと（別稿用意）を指摘するに止めたい。

## 二 災害以外の朝廷と寺社の祈禱

正親町・後陽成天皇時代については、一章で述べたので、天皇讓位後も明正・後光明・後西・靈元の四天皇の父であり、寛文一〇年（一六七〇）まで院政により朝廷内に大きな影響を持っていた後水尾天皇について、在位期から院政期の後西天皇時代までの身体・儀式祈禱を含む祈禱全体について検討する。

### （一）後水尾天皇の時代

後水尾天皇の時代は、内侍所御神樂が天皇御代始・御殿始等の皇室行事や上皇御惱・中宮御産・皇姉・皇子高仁（たかひと）親王・女一宮等天皇家族や中宮母秀忠正室の病氣平癒祈禱と彗星出現の外、理由が明記されない御神樂もあり、御神樂申請者は、中宮和子のほか、伏見宮貞清親王・近衛信尋・豊臣秀頼・池田輝政（親子二代徳川家婿）・徳川義直・春日局の名もあり皇族関係者・将軍家関係者が申請できた時代であることがわかる。また禁裏清涼殿での北斗法・不動法等の仏式祈禱が並行して執行された。禁中紫宸殿では彗星御祈が土御門久修・吉田社萩原兼従・青蓮院尊純によって執行され、火災祈禱が醍醐寺三宝院義演によって執行されてもいる。社寺においても石清水・伊勢・春日・松尾四社と醍醐寺等に祈雨・晴雨・彗星・炎旱等の災害天変祈禱と同時に前関白・生母・上皇・家康・将軍家光の病氣平癒や中宮御産といった身体祈禱の両方が執行されている。また社寺祈禱と禁中祈禱との明確な区別や基本的基準は未成立であった。社寺祈禱一八例に対して、禁中祈禱が四一例であることから、内侍所御神樂を含む禁中祈禱が重視された時代であることがわかる。即ち、朝廷が直接祈禱体制の中で果たす割合が大きい時代であった。後水尾天皇の時代は寛永六年（一六二九）の紫衣事件に象徴されるように、将軍権力が圧倒的に強く朝廷は抑圧されていた時代である。元和二年（一六一六）二月の家康病平癒祈禱は石清水・伊勢・賀茂・春日・延暦寺・南都諸寺・多賀不動院・鶴岡・浅間（駿府）等天下の諸社寺や名僧高僧神祇官陰陽寮で執行<sup>88</sup>されていることや寛永六年（一六二九）三月には二二社で将軍家光瘡瘡祈禱が執行されていることから、幕府将軍家病氣平癒祈禱は上方



大社寺で大々的に執行するという幕府の権勢が示された時代である。

## (一) 明正天皇の時代

明正天皇在位時代の祈禱は、病氣平癒も災害祈禱も非常に特殊であった。病健康祈禱は、大御所秀忠病・東福門院御産・家光病・院御不例・一条院宮抱瘡平癒である。社寺では、寛永八年（一六三一）七月の秀忠病平癒四二社七寺と、寛永一八年（一六四一）六月の後水尾院御惱一二社および、寛永七年（一六三〇）石清水への御代始と同一一年正月梶井宮本坊の院御惱祈禱の計四例のみである。これに対して、禁中祈禱は内侍所・紫宸殿・清涼殿での祈禱が二九例もあり、災害祈禱含め禁裏での仏式祈禱が中心である。明正天皇にとって、秀忠は外祖父・家光は叔父という血縁関係のためか病氣平癒祈禱は社寺のみならず秀忠は内侍所御神楽、家光は禁中における不動護摩も執行されている。上皇病・東福門院御産・厄年等の皇親健康祈禱は、内侍所と社寺の両方で執行されている。また、明正の時代は天変異常気象も多く、寛永八年（一六三一）五月には早魃祈禱、同一〇年（一六三三）五月・同一二年（一六三五）六月・同一四年（一六三七）年一月には天変祈禱、同一八年（一六四一）三月には江戸大火祈禱を各七日間ずつ執行している。寛永八年（一六三一）四月二五日と同一二年七月二六日には、赤気（オーロラ）現象<sup>9</sup>も出現しており、オーロラは太陽活動の活発な年に起きているので、同八年五月の早魃と同一二年六月の天変祈禱は、赤気を含む天変祈禱と考えられる。但し、この時期の赤気は「凶事」と捉えられず、同八年七月の秀忠病および同一二年六月の家光病と関連付けて記載することは、朝廷側幕府側共に回避されたと考えている。

## (二) 後光明天皇の時代

後光明天皇の時代の特色は、明正期とは逆に社寺祈禱体制の構築であった。後光明の御代始祈禱は、内侍所御神楽に先立つ寛永二〇年（一六四三）一〇月一〇日に石清水・賀茂・松尾・稲荷・日吉・春日・吉田の七社と仁和寺・大覚寺・聖護院・妙法院・天台座主梶井門跡・醍醐寺三宝院・随心院・青蓮院・東寺という門跡寺院中心の九寺で



即位無風雨祈禱が執行された。その後一二月一日に御代始として石清水に勅使が派遣された。これは、慶長一八年（一六一三）の後水尾・寛永七年（一六三〇）の明正の先例に習ったものである。後光明はこのほかに、紫宸殿で御代始の太元師法や清涼殿等での聖護院宮・大覚寺宮による仏式祈禱御修法を執行している。災害に対しても皇族親王と仏式祈禱を起用した。寛永二十一年（一六四四）七月の伊勢大風に対しては伊勢・吉田社と禁裏清涼殿での七日間祈禱を執行させたが、慶安二年（一六四九）の地震祈禱は執行していない。この一方で怪異現象に対しては敏感で慶安三年（一六五〇）三月八日には東寺で大覚寺宮尊性親王に七日間の北斗法祈禱を執行させ、また同一六日に春日社で関白一条昭良が御神楽を挙げ、承応三年（一六五四）の春日社殿鳴動に対しても春日での祈禱が行なわれている。

後光明時代の大きな変化は、何といっても正保三年（一六四六）からの伊勢と日光東照宮への奉幣使派遣であるが、伊勢発遣に対しては、慶安元年（一六四八）から天皇も南殿（紫宸殿）で御拝をしており、伊勢神宮の位置付けを東照宮より上におく意識が見られる。また、病氣平癒祈禱として注目すべきは、慶安四年（一六五一）三月の將軍家光の病平癒祈禱で、秀忠の時とは明らかな変化がみられる。内侍所御神楽は秀忠先例に準じて二回執行しているが、寺社祈禱は石清水一社へ奉幣使を派遣しているのみで、明正天皇の秀忠祈禱とは比較にならないほど大幅に縮小されている。後光明天皇は承応改元に対しても改元日や元号案を幕府に提示する等積極的な朝廷の意志を表明<sup>20</sup>しているが、病氣平癒祈禱においても、天皇と將軍を区別する考え方を持っていたと思われる。秀忠と家光の病氣平癒祈禱の相違は、後水尾院の意思が反映されていると考える。それは、慶安四年（一六五一）家光死去から半月後に後水尾院は突然落飾しているが、この行動に対して所司代板倉重宗が大老酒井忠勝宛て書状で後水尾院が家光勅使として前内大臣西園寺実晴の選定は位が高過ぎると不満をもちたことを記し、また林羅山も幕府は院の行動に批判的であった<sup>21</sup>ことを記しているからである。

#### (四) 後西天皇の時代

後西天皇はよくその退位理由として、在位期間中（一六五四年～一六六三年）の火事地震等災害の多さが列挙される。実際に明暦三年（一六五七）一月の明暦の大火で江戸城天守閣が焼け落ち、万治四年（一六六一）一月の京都大火では、禁裏・本院（後水尾）・新院（明正）・女院（東福門院）御所が悉く消失、仮皇居・内侍所も照高院宮道晃親王の白川邸に移り、更に撰家近衛基熙邸に移り、寛文三年（一六六三）一月二六日に後西天皇讓位と靈元天皇受禪の儀が執行されたが、新造内裏へ内侍所が渡御したのは翌二七日<sup>20</sup>であった。この間寛文二年（一六六二）五月一日には寛文大地震が発生し、幕府と朝廷との間で後西天皇讓位が決定されたため、新造内裏に移ることなく讓位させられた悲運の天皇である。

後西天皇時代の祈禱はどのようなものであったのであろうか。後西は一八歳で踐祚しており、七歳の明正、一歳の後光明、十歳の靈元天皇とは異なり、天皇自身の意志が祈禱にも反映されたと判断してもよいであろう。後西天皇の御代始は承応三年（一六五四）一二月二三日当時内裏未完成のため仙洞御所内にあった内侍所御神楽のみで社寺での祈禱はない。禁中祈禱が多く、それも内侍所御神楽が多い。例えば明暦二年（一六五六）一二月には四回（一回は後水尾勅願）も執行し出御しているが理由が明記されていない。在位期間中の大災害に対する社寺祈禱は寛文二年（一六六二）五月の大地震に対する五社三寺の祈禱（後述）以外はない。明暦三年（一六五七）一月一八日の明暦大火（振袖火事）に対しては、寺社・禁中共に大火理由の祈禱はなく、翌二月二日の清涼殿護摩七日間祈禱があるのみで、翌明暦四年（一六五八）一月の江戸大火では三月五日になって初めて江戸大火を名目とする紫宸殿七日間の護摩祈禱を執行している。万治四年（一六六一）一月の京都大火では禁裏御所周辺が悉く消失してしまったので勿論祈禱はないが、しかし同年四月の天変（異常に赤い入日と月<sup>21</sup>）に対しては内侍所御神楽を執行している。身体・儀式祈禱は即位間もない承応四年（一六五五）一月末の因幡薬師への後西厄年祈禱と同年（明暦元年）一一

月の後西新造内裏無為遷幸（花町宮仮御所からの）を祈る天台真言両宗の祈禱だけである。後西は江戸城天守が焼け落ちた明暦三年と四年の相次ぐ江戸大火に対する禁中祈禱の対応も遅く、幕府からみれば江戸大被害に対して非常に疎い天皇という認識であろう。これは後西天皇一人の対応というよりは後光明期からの朝廷側の姿勢であった可能性もあるが、ともあれ後西が幕府によって退位を迫られた理由の一つは、災害が多いからではなく江戸災害に疎い幕府への心遣が希薄な天皇という受け止め方をされたからであるように思う。幕府に対しては、まだ気を抜くことはできない時代であった。

### 三 近世上七社七寺祈禱体制の成立と朝暮関係

#### （一）二二社をめぐる朝暮の確執―後水尾天皇から後西天皇へ―

近世上七社七寺祈禱体制は、神社を中心に後水尾天皇から後光明天皇の時代に成立したと考える。その契機になったのが、寛永五年（一六二八）八月二二日の後水尾中宮和子の安産祈禱であった。伊勢・松尾・稲荷・大原野・平野・石清水・賀茂七社七日間の祈禱が執行され銀子三〇枚の祈禱料<sup>64</sup>が支払われた。これは通常の安産祈禱ではなく、同年六月一日に死去した高仁親王に代わる皇子誕生を強く願うものであり、中御門宣衡・白川雅朝・西洞院時直・広橋兼賢等の公家が使者として走り回っていた様子がわかる。上七社の春日社の代わりに大原野社が入るなどまだ流動性があった。翌寛永六年（一六二九）閏二月の二二社に対して出された家光痲瘡祈禱は、同閏二月二日に金地院崇伝が五山に対して家光痲瘡祈禱を命じている<sup>65</sup>ことや、後に元禄一六年関東地震祈禱の行賞先例として上賀茂社が上賀茂百石・貴船五〇石の下行米を書き上げている<sup>66</sup>ことから明らかなように幕府要請をうけての祈禱命令であった。明正天皇の時代には、最大規模を誇る寛永八年（一六三二）七月二一日の大御所徳川秀忠病氣平癒祈禱が四二社七寺等に出されている。以下『本光国師日記』<sup>67</sup>に基づいて検討してみよう。江戸城本丸老中酒井忠世か

らの伝言は使者林道春が金持院崇伝に直接伝えた。この内容は幕府の祈禱命令に対して、対象となる諸社寺を崇伝に書き上げてほしいというものである。崇伝は早速、所司代板倉に書状を出すのと同時に、南禅寺に対しては直接五山への祈禱命令を伝えている。崇伝の撰んだ寺社が以下の四二社である。

伊勢・山城八幡（石清水）・賀茂・松尾・稻荷・平野・祇園・貴船・吉田・御霊・北野・藤森・御香・愛宕権現・鞍馬多聞天王・大原野・梅宮・春日・三輪・龍田・日吉・竹生島・住吉・熊野大権現・西宮・厳島・出雲・近江南宮・氣比・加賀白山・信濃戸隠・熱田・富士山大権現・三島・伊豆・箱根・江島弁財天・鶴岡・諏訪・鹿島・香取・宇都宮大明神

別紙に、「比叡山・三井寺・東大寺・興福寺・清水寺・東寺・天王寺・葛城・吉野」と記し、使者林道春に渡した。道春の覚書案には以下の三箇条が記されていた。「一伊勢二而（二）大々神楽敷。一諸社二而（三）或神道之護摩千度万度之代参祓等可有之歟。一寺院ハ仁王大般若御修法。以上」。以上から、祈禱神社四二社九寺を選定したのは崇伝であり、祈禱方法を決めたのは林道春であることがわかる。朝廷には所司代を通じて幕府の意向が伝達されたものと推測される。崇伝は寛永一〇年（一六三三）一月二〇日に死去しているが、寛永一八年（一六四一）六月二八日の後水尾院御不例祈禱においても幕府の干渉があった。

後水尾院祈禱が一二社になった過程を、中宮附武士天野豊前守長信の「大内日記」<sup>(四)</sup>によって検討する。武家伝奏今出川経季・飛鳥井雅章両名が摂政二條康道に御不例祈禱対象神社について相談に行った六月二二日、天野は日記に随心院門跡による院御所での御修法が二二日より開始され、下行米二百石の手形を渡すことになっており、その手形の日付は一八日と記している。後水尾の病は六月一三日頃から始まり一八日には医師が薬を調合している。天野は二四日にも二〇日付の江戸よりの書状を受取っているが、祈禱寺社についての記述はない。しかし、二八日の日記には、この日随心院の御修法が結願して、その撫物を烏丸弁と極藪（年功の六位蔵人）が中宮御所に持参し

ており、随心院自身も来て権大納言に対面して酒肴で饗応していること、および二八日より新たに東寺と大覚寺門跡に対して御修法が禁中より命じられ、その撫物は柳原弁の指示で藏人が受取っていることを記している。以上から、二二日の随心院への祈禱要請は東福門院であり、二八日の東寺・大覚寺門跡への祈禱命令は明正天皇の発令であることがわかる。更に七月一日には、国母東福門院要請により院御不例見舞として高家吉良若狭守が院参しているので、随心院への下行米二百石は東福門院が江戸に依頼したものであることがわかる。

摂政二條康道の「康道公記」<sup>(8)</sup>には以下のように記されている。

六月二二日、晴 兩伝奏来 勅詔之趣者今度仙洞御不例二付 諸社へ御祈祷有之度間何之社ニ可然 候哉 廿二社ハあまりとをく候間七社などニても如何様ニもはからひ候而申候へかし也 又奉幣料なども如何ほと可然候はん哉之由也 予申云自是可申云々後刻以書付申上

御不例為御祈被立奉幣使八社例

建長三 応永九 正長二

伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日 大原野

同被立七社例

応永廿五 嘉吉二

伊勢 石清水 賀茂 春日 日吉 祇園 北野

之事遣伝奏 予申云奉幣使事近代無之故急来ニて如何候間 社家へ被附候て可然歟之由也

然らハ廿二社可然歟由也

右の史料から、後水尾院御不例祈禱について武家伝奏兩名は明正天皇の勅詔として、摂政二條康道に対して廿二社は遠い所もあり七社ではどうか、また奉幣料等ほどのくらいのものかと質問している。摂政二條は御不例の先例

として、鎌倉・室町期の奉幣使を八社・七社に派遣した例を示したが、奉幣使派遣例は近年にないので、社家が奉幣をすればよいとの見解を示し、二二社がよいと回答している。しかし、二五日の日記によると、同日摂政二條は武家伝奏今出川から御不例祈禱は一二社が適当で、その一二社とは、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・日吉・祇園・北野・貴船・吉田の一二社であり、伝達方法は神社伝奏（執奏家）のある神社には神社伝奏に、ない神社には職事を通じて祈禱命令を摂政から伝達のこと、また祈禱料は銀子百両というもので、これは明正天皇の御意を得た決定であると聞かされている。当時の朝廷機構から言えば摂家重視で武家伝奏がこれを補完する朝議<sup>御</sup>で判断するところであるが、摂政二條は武家伝奏から伝達されたことを執行するのみで、しかも天皇の御意を得ていると武家伝奏が断っていることは、天皇自身の意見ではないことを意味している。所司代や二條家以外の摂家史料がないので確認できないが、前述の天野の日記からも、この御不例祈禱には東福門院を通して幕府の関与が見受けられる。後水尾院御不例祈禱の神社数一二社祈禱料銀子百両の意見は、寛永五年中宮御産祈禱の七社銀子五〇枚よりも多く、翌六年の家光痲瘡祈禱の二二社下行米百石との中間をとって、武家伝奏と所司代の相談で決定され、明正天皇の同意を得て摂政二條に伝達されたものと推測される。この寛永一八年の後水尾院の病は精神的な病であつたらしく御不例祈禱中に近衛邸・一条邸・川原に外出する等懐疑的な行動が見られ、医師・東福門院等周囲や幕府の困惑した様子が一二月まで約半年間続いた。

後水尾院御不例祈禱が一二社で、將軍家光痲瘡祈禱が二二社であることは、明正天皇からみても父上皇の病よりも叔父將軍の病の方を重視する幕府優位の考え方が示されたもので、当時の朝廷と幕府の力関係が如実に反映された一件である。

しかし、後光明天皇の時代になって、抑圧されてきた朝廷も少しずつ、祭祀の主導権を取り戻すようになっていく。慶安四年（一六五一）の家光病平癒祈禱は、石清水一社奉幣祈へと簡略化されていたが、この後光明の思想には

後水尾院の粘り強い朝儀復興意識の継承がみられる。そして次の後西天皇にも継承されていく。寛文二年（一六六二）五月一日の畿内大地震に対する祈禱は、後西天皇によって五月一日に伊勢・石清水・賀茂・春日・日吉五社と延暦寺・園城寺・東寺三寺に発令された。実はこの地震祈禱は後陽成天皇の文祿五年（一五九六）大地震祈禱以来のものであり、後西天皇は、官務忠利宿祿に命じて先例を調査させ、永正七年（一五一〇）八月七日の地震祈禱にまで遡らせた先例に基づいて、朝廷における地震祈禱を再興<sup>33</sup>させたものであった。こうして近世的祈禱体制は、朝廷と幕府の病平癒祈禱を通じて、また災害祈禱を朝廷が実施していく過程の中で形成されていく。

### （二）上七社七寺祈禱体制の成立

では、靈元期の上七社七寺体制は、誰によって形成されたものなのであろうか。靈元天皇は寛文三年（一六六三）一月二六日に一〇歳で践祚した。父後水尾法皇は即位に先立ち、靈元の御用を勤める葉室頼業・園基福・正親町実豊・東園基賢の四人に議奏を命じ、彼等議奏に対して「禁裏御所御定目」九カ条を制定して守るべき注意事項を明記、更に職制として近習衆を創設して年少の天皇を支える朝廷内制度を整備した。その上で寛文一〇年までは後水尾法皇が院政を敷き朝廷内に絶大な権限<sup>34</sup>を持っていた。従って災害祈禱が寛文期になり、禁中での祈禱が内侍所にはほぼ一本化され上七社七寺祈禱体制に整備されたのは後水尾院の意向と考える。

寛文三年（一六六三）三月二九日、靈元の議奏葉室頼業と東園基賢は後水尾法皇より突然黒戸にある仏像を六ツ（午後六時）より片づけるように命じられた。理由は「米月八日より女中方花被摘候ニ御黒戸二本尊有間敷候」と「葉室頼業記」<sup>35</sup>に記されている。理由とされる花を摘む女中とは白川家出身の神事担当典侍女中<sup>36</sup>の意味かと思われるが、八日の二日前四月六日は靈元の即位無風雨祈禱が諸寺社に命じられ、八日にはその旧例が提示されている。黒戸から除去された仏像の中には法皇自身の三六、七年前の御守本尊も含まれていた。

以下「葉室頼業記」によって靈元即位時の後水尾院の動きを検討する。四月六日後水尾法皇・後西上皇・摂政二



條光平・前摂政（関白）九条幸家・武家伝奏中御門宣順・勸修寺経廣は禁裏で即位礼服御覽儀式の相談の時に即位の諸寺諸社祈禱のことを靈元が発言して武家伝奏勸修寺より甘露寺方長に奉行を命じた。その神社は石清水・賀茂・春日・祇園・日吉の五社で二日より祈禱開始、寺院は東寺・東大寺・興福寺・延暦寺・仁和寺・園城寺・広隆寺の七寺で一日より祈禱開始という内容である。八日に提示された先例によると実は寺社への即位無風雨祈禱は、光厳天皇の元弘二年（一三三二）以来廃絶していたものを、後水尾が寛永二〇年（一六四三）後光明即位に当たり七社九寺で再興させた祈禱で、光厳の時は仁和寺以下一〇寺のみで神社祈禱はなく、寺社両方の祈禱は高倉天皇の仁安三年（一一六八）五社十寺祈禱以来実に四七五年ぶりに復興させた儀式であった。そしてこれは後西天皇明暦二年（一六五六）にも石清水以下五社と東寺以下六寺で執行された先例として書き上げられている。靈元即位時でもまだ七社にはなっていないが、七寺と五社の寺社双方での即位無風雨祈禱は、近世以来執行されてきた天皇皇族の神社への健康祈禱とは明らかに範疇を異にする朝廷儀式祈禱である。伊勢神宮に対しては別箇に即位由奉幣があり、靈元の時も同じ二二日に執行されている。即位由奉幣は近世では正親町天皇の記録もあり以前から継続されてきた朝廷儀式である。これとは別に後水尾院は、即位当日の天気祈る朝儀としての即位無風雨祈禱を復興させ、同時に近世上七社七寺体制への道を開いた。名実共に上七社七寺体制となるのは、靈元天皇の親政となった寛文一三年（一六七三）五月一六日の京都火事祈禱で、禁裏・法皇（後水尾）・新院（後西）・女院（東福門院）御所はじめ鷹司邸等公家諸家一〇余、民屋一五〇町余都で一七〇〇余家を消失した大火に対する災害祈禱であった。ここに上七社七寺祈禱体制は成立したのである。

## おわりに

近世朝廷と寺社の祈禱として上七社七寺体制の成立に尽力したのは、主に後水尾上皇であった。豊臣秀吉の関白

就任によって朝廷の祭祀権は武家政権に利用され、寺社祈禱のみならず禁中内侍所御神楽まで武家の意志に左右されるようになり、徳川政権になっても踏襲されていた。しかし豊臣政権は近世国家の統治者として災害祈禱を朝廷や寺社に要請することはなく、地震・止雨等の災害祈禱を執行する役割は、朝廷が担っていた。徳川幕府も綱吉政権の元禄地震祈禱（別稿）を除き、基本的に継承した。後水尾・明正両天皇の時代は、幕府権力が最も強大で、天皇よりも将軍家の病氣平癒祈禱の方が、はるかに寺社で大規模に営まれ、徳川幕府の権勢を目に見える形で示してきた。しかし後水尾天皇は讓位後に院政という幕府の朝廷統制から自由な立場で、粘り強く朝儀の復興に意欲を燃やし続けた。後光明天皇の即位を契機に、即位無風雨祈禱を再興し、将軍家病氣平癒祈禱を禁中から排除して、寺社での祈禱とし、その縮小化へと導いていった。後水尾の意志は後光明・後西・靈元天皇へと継承され、後西天皇は五社三寺の地震祈禱を再興した。靈元天皇の時代になると、禁中での祈禱は内侍所御神楽に、ほぼ一本化され、紫宸殿清涼殿における仏的祈禱は姿を消し、七寺に移行し、神仏両方による七社七寺体制が成立したのは、寛文一三年（一六七三）の災害祈禱においてである。後水尾上皇による祭祀第一<sup>85</sup>の朝儀復興への強い意思は靈元にも継承され、靈元もまた上皇となり院政を開いた。貞享四年（一六八七）に、禁中黒戸から仏像を排除し、また東山天皇即位時の大嘗会を復興させるに至った。その後近世中後期以降の朝廷祈禱については、また別稿で論じたい。

(1) 深谷克己『近世の国家・社会と天皇』校倉書房、一九九一年、一二二頁～一二三頁。また、最近の近世王権論、即ち将軍と天皇あわさって一つの公儀権力たりえたという公武複合王権論も、藤田覚が述べているように、基本的に深谷克己等の公儀権力論、近世国家論と同じ捉え方をしていると考ええる。藤田覚『近世天皇論』清文堂出版、二〇〇一年、六頁。

(2) 高榎利彦『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、一六四頁～一六八頁。

- (3) 高栳利彦前掲書、一九六頁～二一〇頁。
- (4) 井上智勝「近世日本の国家祭祀」『歴史評論』七四三、校倉書房、二〇一二年三月号
- (5) 山口和夫「近世日本政治史と朝廷」吉川弘文館、二〇一七年、三三六頁～三五九頁。地震祈禱は三四三頁～三四四頁
- (6) 松本久史「近世における祈禱の意義―七社祈禱を中心に―」『国史学』一九五、二〇〇八年四月。
- (7) 石津裕之「近世中後期の二二社と朝廷―北野社を素材として―」『近世の天皇・朝廷研究―第六回大会成果報告集―』六、朝  
幕研究会編、科学研究補助金基盤研究（C）近世天皇・朝廷研究の基盤形成、二〇一五年。同「近世における神社伝奏に関  
する一考察―北野社を素材として―」『日本史研究』六三七、日本史研究会、二〇一五年九月
- (8) 榎田良道「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察」『密教学研究』四二、二〇一〇年。同「享保  
期以降の護持院における將軍家御祈禱―護国寺所蔵『御祈禱標目』を素材として―」『大正大学大学院論集』三〇、二〇一四  
年二月。
- (9) 正親町天皇から孝明天皇までの第一期全三七冊。ゆまに書房、二〇〇五年～二〇〇六年。
- (10) 『天皇皇族実録』九九～一〇二、ゆまに書房、二〇〇五年。
- (11) 神宮文庫所蔵
- (12) 神宮文庫所蔵
- (13) 「伯家部類」『神道大系論説編十一 伯家神道』一七五頁～一七六頁。
- (14) 深谷克己「近世の天皇と撰関・將軍」『天皇・天皇制を読む』、東京大学出版会、二〇〇八年、一六六頁～一六九頁
- (15) 磯前順一・小倉慈司編『近世朝廷と垂加神道』ぺりかん社、二〇〇五年、一三三頁。
- (16) 田中晁龍は、靈元即位から親政前の時期は、三条西実教と武家伝奏正親町実豊が権威をふるい、靈元は寛文九年（一六六九）  
に兩卿を疎んじ、中院通茂のところへ靈元配下の小倉実起と久我広道が相談して、翌一〇年（一六七〇）この二名は後水尾  
法皇と幕府の沙汰により蟄居処分になったという。『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年

- (17) 『靈元天皇実録一』 天皇皇族実録一〇九、ゆまに書房、二〇〇五年 四三頁〜四四頁
- (18) 『後水尾天皇実録一』 天皇皇族実録一〇三、ゆまに書房、二〇〇五年、二二四頁〜二二七頁。
- (19) 『徳川実紀二』(『新訂増補国史大系三九』) 吉川弘文館、一九六四年、五一二頁、六八六頁。『続近世日本文史料 暫定版』  
渡辺美和編、非売品、国立国会図書館所蔵、四〇頁〜四二頁。北緯三五度付近で見られる赤気⇩低緯度オーロラの色は赤く、オー  
ロラは太陽活動の活発な時に発生する磁気嵐なので、赤気の見られた年には早魘が発生している。尚寛永八年・同二二年の  
赤気については、明和七年(一七七〇)七月二八日の広橋兼胤「八槐御記」(国立公文書館内閣文庫所蔵)や「野宮定晴日記」  
(宮内庁書陵部所蔵)にも記載されている。
- (20) 久保貴子『後水尾天皇』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、一三九頁。
- (21) 前掲久保『後水尾天皇』、一一二頁〜一一三頁。
- (22) 前掲久保『後水尾天皇』、一四六頁〜一四九頁。註(17)前掲『靈元天皇実録一』、一六頁。
- (23) 『後西天皇実録』 天皇皇族実録一〇八、ゆまに書房、二〇〇五年、一九九頁。
- (24) 『後水尾天皇実録一』 天皇皇族実録一〇三、ゆまに書房、二〇〇五年、六三〇〜六三二頁。尚賀茂社は、ここには記載がないが、  
「賀茂別雷神社文書」元禄一六年二月八日条の祈禱行賞先例として当初寛永五年禁裏より七日間白銀三〇枚と記したものの、  
後に取下げになった先例は、この中宮安産祈禱と思われる。
- (25) 「本光国師日記四〇冊」(『大日本仏教全書八二巻 日記部八』、鈴木学術財団編、講談社、一九七二年所収) 二九頁、三二頁。
- (26) 「賀茂別雷神社文書」元禄一六年二月八日条、東京大学史料編纂所、マイクロフィルム
- (27) 前掲「本光国師日記四四冊」、一五四頁〜一六〇頁
- (28) 「大内日記七」 国立公文書館内閣文庫所蔵、
- (29) 「康道公記」『二條家記録四』所収、東京大学史料編纂所、請求記号：六一七三―三五九九 四
- (30) 註(2)の高埜利彦前掲書、二九頁

- (31) 『後西天皇実録』 天皇家族実録一〇八、ゆまに書房、二〇〇五年、二二一頁。
- (32) 久保貴子『近世の朝廷運営』、岩田書院、一九九八年、一〇五頁～一〇七頁。
- (33) 「葉室頼業記一」、東京大学史料編纂所写真版、請求記号：六二七三―三六四―一。
- (34) 『後光明天皇実録』 天皇家族実録一〇七、ゆまに書房、二〇〇五年。
- (35) 藤田覚『江戸時代の天皇』 天皇の歴史〇六、講談社、二〇一一年、二三三頁～二四頁。

(ませ くみこ 本学非常勤講師)

表1 豊臣秀吉時代の祈禱 一五八三年一月―一五九八年八月 『正親町天皇実録』・『後陽成天皇実録』より作成

年月日	西曆	天皇	社寺	祈禱と理由	宮中・内侍所祈禱と理由
天正一・一・二二	一五八三	正親町	諸社寺	変異(火柱)	
同 一二・一・一六	一五八四	正親町			清涼殿で不動王小修法二〇日より七日間 異変(清涼殿西棟上に怪)
同 一二・七・二二	一五八四	正親町	場所不明	炎旱の為祈雨	
同 一二・一〇・一七	一五八四	正親町			内侍所御神楽
同 一三・閏八・五	一五八五	正親町	吉田社	秀吉出陣の祈禱	
同 一三・一二・一一	一五八五	正親町			紫宸殿で神道大護摩、清涼殿で護摩、地震
同 一四・四・二四	一五八六	正親町	祇園社	疫病	
同 一四・五・一六	一五八六	正親町	御霊社	祈禱ノ念仏 代官派遣	
同 一四・六・四	一五八六	正親町	諸社	止雨	
同 一四・七・二三	一五八六	正親町			御祈祷に月待あり 誠仁親王ノ病
同 一五・三・一七	一五八七	後陽成	石清水・吉田等	秀吉出陣無為七日間	
同 一五・五・二〇	一五八七	後陽成	北野・清荒神	妖徴たたり	
同 一六・一・一五	一五八八	後陽成	諸所	誕辰日	
同 一六・三・二	一五八八	後陽成	賀茂下上	聚楽第行幸無為七日間	清涼殿で尊星王大法 聚楽第行幸無為
同 一六・五・二三	一五八八	後陽成	諸社寺	疫病流行七日間	
同 一六・閏五・一三	一五八八	後陽成			内侍所臨時御神楽 (北政所の願い)

文祿 四・四・二一	同二〇・四・二五	同二〇・二・一三	同一九・五・二〇	同一九・三・二八	同一九・一・二二	同一九・一・二二	※同一九・一・二二	同 一八・七・一	同 一八・五・二一	同 一八・四・二三	同 一八・四・二〇	同 一八・三・二七	同 一七・一・七	同 一七・七・一〇	同 一七・二・八	同 一七・一・一九	天正一六・七・三〇
一五九五	一五九二	一五九二	一五九一	一五九一	一五九一	一五九一	一五九一	一五九〇	一五九〇	一五九〇	一五九〇	一五九〇	一五八九	一五八九	一五八九	一五八九	一五八八
後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成	後陽成
		伊勢・石清水 天皇ハシカ不豫						聖護院興意親王の祈禱七日間 (於聖護院カ)			諸社 秀吉小田原攻戦勝祈願七日間		諸社寺 月蝕	場所不明 七日間祈禱撫物	伊勢以下諸社 主上御愼七日間		
清涼殿で孔雀経法七日間	内侍所御神楽 (三・二六に秀吉朝鮮出兵)		内侍所御神楽三日夜	内侍所御神楽 (北政所申請)	内侍所御神楽 (北政所申請)	内侍所御神楽	※秀吉参内	黒戸で恒例祈禱		戦勝祈願 禁裏で金剛童子法 (聖護院興意親王) 秀吉	内侍所御神楽 (北政所申請)		内侍所御神楽三日夜 (北政所申請)				黒戸で千反楽 正親町上皇御脳平癒



同	三・七・六	一五九八	後陽成	伊勢・石清水・春日以下諸社寺立願（伊勢二〇〇〇石、春日一〇〇〇石その外五〇〇―三〇〇石） 秀吉病	
同	三・七・一	一五九八	後陽成		内侍所臨時御神樂 秀吉ノ病（北政所申請）
同	三・四・二四	一五九八	後陽成		禁裏黒戸前舞台で千反楽 女御近衛前子の御産御祈
同	二・一〇・一一	一五九七	後陽成		内侍所臨時御神樂
同	二・九・六	一五九七	後陽成		内侍所臨時御神樂・恒例御神樂
慶長	元・一一・二二	一五九六	後陽成		内侍所恒例御神樂、太閤北政所申請臨時御神樂
同	五・八・一二	一五九六	後陽成	青蓮院 九月に五壇法 地震御祈	
同	五・閏七・二〇	一五九六	後陽成	伊勢神宮 地震祈禱	
同	五・閏七・一七	一五九六	後陽成	石清水八幡 地震祈禱七日間	
同	五・七・二二	一五九六	後陽成		禁裏で仁王法七日間 天変御祈（彗星）
同	四・一二・二二	一五九五	後陽成		内侍所御神樂 秀吉病（毛利宰相願）
同	四・一一・二六	一五九五	後陽成		内侍所臨時御神樂 秀吉病
同	四・一一・一七	一五九五	後陽成	石清水八幡・春日に勅使派遣 秀吉病の為	清涼殿で不動法七日間 秀吉の病
同	四・九・一四	一五九五	後陽成		内侍所臨時御神樂
文祿	四・五・一六	一五九五	後陽成	御祈禱ノ看経 （理由不明）	

同	三・八・三十九	一五八九	後陽成			内侍所臨時御神樂 秀吉病
同	三・七・一一	一五九八	後陽成	諸社寺に勅使	秀吉病 (秀吉父子申請)	内侍所臨時御神樂 秀吉病 (秀頼申請)
慶長	三・七・八	一五九八	後陽成			

表2 伊勢両宮の祈禱 『太神宮御祈引付』(神宮文庫蔵) より作成 ※は『神宮御祈部類』(宮内庁書陵部所蔵)

年	月	日	西曆	天皇	内外	御祈りの理由	期	間
文明	四	九月	一四七二	後土御門	外宮	内侍所鳴動の為国家安全祈禱	1	
同	一九	四月	一四八七	後土御門	内宮	室町殿様御祈	七日間	
永正	元	九月	一五〇四	後柏原	内宮	天変地妖	1	
同	六	一二・七	一五〇九	後柏原	外宮	変異	1	
同	八	七月	一五一一	後柏原	内宮	敵退治 天下泰平国土安全	1	
同	八	九月	一五一一	後柏原	内宮	神宮大破遷宮造替	1	
天文	五	三・五	一五三六	後奈良	外宮	御即位無事	七日間	
天正	一〇	三・六	一五八二	正親町	内宮	右府(信長) 出陣	七日間	
同	一〇	三・二七	一五八二	正親町	外宮	右府(信長) 出陣	七日間	
同	一三	八・一一	一五八五	正親町	内外宮	大地震	七日間	

同 一八・七・二四	一六一三	後水尾	外宮	炎旱	七日間
同 一七・六・五	一六二二	後水尾	内宮	院(後陽成) 御不例	七日間
同 一七・六・三	一六一二	後水尾	外宮	院(後陽成) 御不例	七日間
同 九・六・二七	一六〇四	後陽成	内宮	炎旱	七日間
同 七・八・一三	一六〇二	後陽成	外宮	内府様御母所勞	七日間
同 七・八・一三	一六〇二	後陽成	内宮	内府様御母所勞	七日間
同 六・七・九	一六〇一	後陽成	外宮	内府様(家康) 御所勞	七日間
同 六・七・三	一六〇一	後陽成	内宮	内府様(家康) 慎	七日間
慶長 三・七・一五	一五九八	後陽成	内宮	太閤朦氣	1
同 五・閏 七・二三	一五九六	後陽成	内宮	大地震并降物	1
文祿五・閏七月	一五九六	後陽成	外宮	大地震并降物	1
同 一四・一〇・一三	一五八六	正親町	内宮	若宮元服	七日間
同 一四・一〇・一二	一五八六	正親町	内宮	怪異	七日間
同 一四・一〇・八	一五八六	正親町	外宮	若宮元服	七日間
同 一四・六・二八	一五八六	正親町	内宮	止雨	1
同 一四・六・二五	一五八六	正親町	外宮	止雨	七日間
同 一三・一二・三二	一五八五	正親町	外宮	大地震	七日間
天正一三・一二月	一五八五	正親町	内宮	地震	1

同	慶長一八・七・二六	一六二〇	後水尾	内宮	炎旱	七日間
同	同 一九・五・二九	一六二〇	後水尾	※1	止雨	七日間
同	同 一九・六・一二	一六二〇	後水尾	外宮	晴雨	七日間
同	同 一九・七・一〇	一六二〇	後水尾	※1	晴雨	七日間
元和	二・二・二一	一六二六	後水尾	内宮	家康御所勞	七日間
同	六・二・二一	一六二〇	後水尾	外宮	女院御不例	七日間
同	六・二・二三	一六二〇	後水尾	内宮	女院御不例	1

表3 近世の災害・天変祈禱『天皇実録』より作成 ※『神宮御祈部類』(神宮文庫)・『内侍所臨時御神楽記』(内閣文庫) 参照

慶長 九・六・一四	後陽成	社 寺	祈禱場所	宮中・内侍所	禁裏	祈禱方法	発令者	祈禱理由					
	同								後陽成	伊勢・石清水・他	1	天皇	祈雨(炎旱のため) 七日間
	同								後陽成	青蓮院	1	天皇	地震
	同								後陽成	伊勢	1	天皇	地震
	文禄								後陽成	石清水	仁王経法	天皇	天変(彗星)

同 一・二・六・三	明正			禁中紫宸殿	北斗七星法	天皇	天変 七日間
同 一〇・五・八	明正		禁中	御修法	天皇	天変 七日間(大覚寺門跡)	
同 八・五・二一	明正		禁裏	不動護摩	天皇	早魃御祈 七日間	
同 三・五・二五	後水尾	御靈社		1	天皇	祈雨	
寛永 三・五・二一	後水尾	伊勢・石清水・諸社 寺		1	天皇	祈雨(炎旱) 七日間	
同 六・三・一五	後水尾		禁中清涼殿	仁王経法	天皇	火災 七日間(三宝院義演)	
同 四・一・二三	後水尾		禁中	1	天皇	彗星 七日間(青蓮院尊純)	
同 四・一・一八	後水尾		内侍所 (出御)	神楽	天皇	彗星カ(臨時御神楽)	
同 四・一・九	後水尾		禁中紫宸殿	神道護摩	天皇	彗星 七日間	
同 四・一・二	後水尾		禁中紫宸殿	天曹地府祭	天皇	彗星 五日間	
元和 四・一〇・三〇	後水尾	伊勢		1	天皇	彗星	
同 一九・五・二三	後水尾	石清水・伊勢・醍醐 寺		1	天皇	晴雨(霖雨・洪水のため)・止雨	
同 一八・七・二一	後水尾	石清水・春日・伊勢・ 醍醐寺・他		1	天皇	祈雨	
同 一三・六・一	後陽成	春日社		千反楽	1	祈雨	
同 一二・九・一九	後陽成		紫宸殿	神道護摩	天皇	彗星出現	
慶長 一二・七・一七	後陽成		禁中紫宸殿	神楽	天皇	祈雨(炎旱)	

寛文 二・五・一一	後西	五社三寺(伊勢・石清水・賀茂・春日・日吉・延暦・園城・東寺)		御祈り	天皇	五月一日の大地震のため 七日間
※万治三・九・三	後西		内侍所 (出御)	御神楽	女院	大坂城落雷・伊勢洪水大風 洛中洛外諸国洪水
同 四・三・五	後西		禁中紫宸殿	護摩	天皇	江戸大火のため三年の江戸城焼落明 曆大火ではない) 七日間
明暦 元・一〇・二三	後西	東寺		御修法	(天皇)	弘法大師仏供破裂のため七日間
同 四・三・一二	後西		禁中清涼殿	不動法護摩	天皇	天変 七日間(妙法院宮)
同 三・三・一二	後光明	春日社		祈禱方法	天皇	社殿鳴動のため
承応 二・七・三	後光明		(禁中カ)	清祓	天皇	内侍所火事(六月二三日)による 飯殿渡御のため
同 三・三・一六	後光明	春日社		御神楽	天皇	恠異(一条関白による再興)
慶安 三・三・八	後光明	東寺		北斗法	天皇	恠異 七日間(大覚寺宮)
正保 二・四・四	後光明	所々(社寺カ)		御祈	後水尾院	変異(月横になり、又長くなり山に入る時は星の如く入る)
同 二・一・九・三	後光明		禁中清涼殿	五大尊合行法	天皇	伊勢大風 七日間(青蓮院宮)
同 二・一・九・三	後光明	吉田社		神道護摩	天皇	七月の伊勢大風のため
同 二・一・八・二三	後光明	伊勢両宮		御祈	天皇	御祈(大風で外宮破損) 七日間
同 一・八・三・三	明正		禁裏	五大尊合行法	天皇	江戸大火のため 七日間
寛永一四・一一・一〇	明正		禁中	孔雀経法	天皇	天変(朝日夕日色赤) 七日間

寛文 三・一二・七	霊元	七社四寺（無記名）		御祈	朝廷	地震 三日間
同 四・一一・九	霊元		内侍所	御神樂（臨時）	後水尾院	天変・ほうき星光物
同 一三・五・一六	霊元	七社七寺		御祈	天皇	火事（五月九日で禁裏・法皇・新院・女院御所・鷹司邸諸家一〇余 民屋一五〇町余都一七〇〇余家焼失）
延宝 四・五・一九	霊元	六社七寺		御祈	天皇	無水火ノ天下安泰 七日間
天和 二・一一・二一	霊元	春日社		御神樂	天皇	木枯槁のため 七日間
貞享 三・六・一八	霊元	七社五寺（上七社・園城・延暦・興福・東大・東寺）		御祈	天皇	天変（四月中旬より日月の色甚だ赤）七日間
元禄 一〇・七・五	東山	東寺		北斗法	天皇	弘法大師御供破損のため
同 一六・一一・二七	東山	二十二社七寺・山王・神田・鶴岡・箱根・伊豆・三島・鹿島・香取・富士他		御祈	幕府 （綱吉）	関東地震（一一月二二日）のため
同 一六・一一・二八	東山	霊雲寺（恵光）		祈禱	幕府	関東地震
同 一六・一二・一	東山	護寺院（大僧正）		祈禱	幕府	祈禱千座結願
同 一六・一二・九	東山		内侍所	御神樂	幕府 （朝廷）	関東地震のため天下太平の祈
同 一六・一二・一三	東山		内侍所	千反楽	霊元院	関東地震
宝永 四・一〇・六	東山	成満・覚王・護持院の各大僧正		1	幕府	一〇月四日の大地震（九月二七日） 一十一月二八日迄続く）



宝永	四・一・二三	東山	護持院		護持院	幕府	一月三日富士山噴火のため
同	四・一・晦日	東山	護持院		真読般若	(成満院隆光)幕府	(噴火地震カ)
同	四・一二・八	東山	浅間大社・村山浅間社		祈禱	幕府	富士山焼祈禱で幕府より銀百枚拝領(大宮司富士山城・公文・案主・別当・村山浅間辻の坊・池西坊・大鏡坊他)
同	五・三・一八	東山	七社七寺		御祈	天皇	三月八日の火災のため
享保	一八・七・一八	中御門	祇園・北野・愛宕		祈禱	天皇	天下風疫
元文	二・九・二三	桜町	東寺		北斗法	天皇	弘法大師宝前仏破損(八月二日)七日間
寛保	元・六・二二	桜町	伊勢		一社奉幣	天皇	辛酉革命
同	元・一二・五	桜町		内侍所	御神楽	天皇	辛酉凶年御祈(三箇夜)
同	元・一二・一九	桜町		禁中清涼殿	不動法護摩	天皇	辛酉御祈
同	三・三・一〇	桜町	七社七寺		御祈	天皇	悪痘流行(去冬以来世上不安)七日間
同	三・一二・二五	桜町		内侍所	御神楽(御拜)	天皇	妖星出現のため天下安全祈禱 七日間
延享	元・一二・一四	桜町		禁中清涼殿	不動法護摩	天皇	甲子革命のため 三日間
同	元・一二・二五	桜町		内侍所	御神楽	天皇	革命御祈
寛延	二・九・一二	桃園	上賀茂		祈禱	桜町上皇	内陣ノ御張等嵐喰損 七日間
同	四・五・一	桃園	七社七寺		御祈	天皇	賀茂社の恠異と地震のため
明和	元・一〇・八	後桜町	愛宕社		御祈	天皇	災難消滅のため

※同一三・九・一一	仁孝	伊勢例幣		祈禱	天皇	宣命に地震（七月二日以来）の弁明
文政一三・七・三	仁孝	七社七寺		祈禱	天皇	地震 一四日間
文化 八・九・二二	光格	七社七寺		御祈	天皇	彗星・彗星出現（九月二〇日より）
享和 二・七・二六	光格	土御門第		天曹地府祭	天皇	天災地妖を除去
同 九・閏七・一一	光格	七社七寺		御祈	天皇	祈雨 累月炎旱による
寛政 元・六・三	光格	七社七寺		御祈	天皇	降雨御祈 七日間
天明 八・二・一七	光格	七社七寺		御祈	天皇	洛中火事・内裏炎上のため天下泰平・玉体安穩・宝祚長久の祈
安永 七・七・二二	後桃園	七社七寺		御祈	天皇	洛中洪水のため
同 九・九・七	後桃園		内侍所	五常楽 千反	將軍家治	関東火災（春）・大風雨（秋）のため
同 七・七・二五	後桜町	仁和寺（真乘院）		祈雨法	天皇	炎旱水渇人民困窮のため
同 七・閏六・二八	後桜町	七社七寺		御祈	天皇	変異のため天下安全・宝祚長久・東宮延命を祈る
同 七・六・二七	後桜町		内侍所	御神楽	天皇	彗星出現 三箇夜
同 七・六・一五	後桜町	仁和寺（真乘院）		北斗法	天皇	彗星出現
同 六・八・一一	後桜町		内侍所	御神楽	天皇	天下泰平・宝祚長久・無風雨水・火災を祈る
同 二・八・二四	後桜町	七社		御祈	天皇	
明和 元・一二・二四	後桜町	伊勢		祈	天皇	伊勢山田村人家大半焼亡（神宮無事）七日間

同 七・一・一六	孝明	七社七寺		祈禱	天皇	災疫祈禱 卷数を將軍に献上
同 七・九・二三	孝明	七社七寺		祈	天皇	外夷攘斥・国土平安の祈
同 七・六・一五	孝明	七社七寺		祈禱	天皇	災異祈禱（地震）
同 七・四・二一	孝明	七社七寺 秋葉寺		祈禱	天皇	災異祈禱（内裏炎上）
同 七・二・二二	孝明	伊勢以下諸国大社		祈禱	天皇	国土平安 七日間
同 七・二・九	孝明	伊勢		祈	天皇	外夷攘斥・国土平安の祈
同 六・二・三	孝明	伊勢以下二三社		祈	天皇	同右 二月一七日より七日間
同 六・一・二三	孝明	熱田社等一〇社		祈	天皇	同右 二月一七日より七日間
※同六・九・一一	孝明	伊勢		例幣使	天皇	同右
※同六・八・一五	孝明	石清水		放生会	天皇	国土平安（異国船渡来）
同 六・六・一五	孝明	七社七寺		祈禱	天皇	外患祈禱（米艦浦賀来航）
同 三・九・三	孝明	七社		祈禱	天皇	天災の為、天下泰平・宝祚長久・万民安穩の御祈
嘉永 三・四・八	孝明	七社七寺		祈禱	天皇	異国船出没の為、国土平安を祈る
同 一四・八・一五	仁孝	神泉苑		御祈	天皇	祈雨（炎旱のため）七日間ため
同 一四・二・二六	仁孝	伊勢・石清水・賀茂社、延暦・園城・東寺等諸社寺		祈禱	天皇	彗星出現
同 七・一・七	仁孝	春日社		神楽	天皇	同社樹木枯死の祈禱 七日間
天保三・閏一・一四	仁孝		内侍所	御神楽	天皇	文政一三年地震後祈のため

文久	二・三・九	孝明	春日社		祈謝	天皇	異変（春日社神鏡墜破）の為
同日		孝明		内侍所	祈禳	天皇	悪疫祈禳 七日間
同	七・二・七	孝明	七社七寺		祈禳	天皇	悪疫祈禳 七日間
同	六・一〇・二七	孝明		内侍所	祈禱	天皇	江戸城本丸炎上のため武門無異祈禱、七日間
同	六・七・一四	孝明	七社七寺		祈禱	天皇	悪疫流行の兆のため
同日		孝明		内侍所	祈禱	天皇	正五九月に国土平安御祈
同	六・二・二五	孝明	諸国大社		祈禱	天皇	正五九月に国土平安御祈
同	五・九・三	孝明	七社七寺		祈禳	天皇	災異（彗星出現）
同	五・八・一五	孝明	石清水		放生会	天皇	四海静謐
同	五・六・二三	孝明	石清水・賀茂		勅使発遣	天皇	外患祈禳（石清水：中山忠能、賀茂：正親町三条實愛）
同	五・六・一七	孝明	伊勢		勅使発遣	天皇	外患禳除（徳大寺公純）、天皇連夜東庭出御伊勢御拜・内侍所参拜
同	三・一・二一	孝明	二二社諸国大社		祈禱	天皇	異国船渡来による国土平安
同	二・一〇・一〇	孝明	七社七寺		祈禳	天皇	江戸大地震による災変祈禳 卷数関東に献上
同	二・七・一四	孝明	神泉苑		祈禱	天皇	祈雨
安政	二・二・二三	孝明	伊勢		奉幣使	天皇	災変・国土平安
嘉永	七・一・二〇	孝明	賀茂		臨時祭	天皇	外国船による国土平安

同	元治 元・四・二七	孝明	宇佐宮・香椎宮		奉幣使	天皇	攘夷
同	三・一二・二	孝明	秋葉寺		奉幣使	天皇	攘夷
同	三・一一・二八	孝明	神武天皇陵		祈禱	天皇	災異(火災)祈禱 八日より七日間
同	三・五・二四	孝明	善通寺(讚岐)		勅使発遣	天皇	攘夷(山稜使日野光愛)
同	三・五・一四	孝明	風宮 内宮風日祈宮・外宮		祈禱	天皇	外夷祈禱(善通寺からの申出)
同	三・四・二二	孝明	賀茂		賀茂祭	天皇	天下ノ安泰 七日間 宣命に外夷の禳除(宣命使公允)
同	三・四・一一	孝明	石清水		行幸	天皇	外患禳除(將軍大名供奉)
同日		孝明	石清水		臨時祭	天皇	外患
同	三・三・二四	孝明	神武天皇陵・ 皇后陵		勅使発遣	天皇	外患(山稜使今出川實順)
同	三・三・一一	孝明	賀茂下上		行幸	天皇	攘夷
同	三・三・八	孝明	石清水		勅使発遣	天皇	外患(勅使庭田重胤)
同	三・三・六	孝明	泉涌寺		勅使発遣	天皇	外患
同	三・三・四	孝明	伊勢		勅使発遣	天皇	外夷攘斥・国土平安祈願(勅使柳原光愛他)
同	二・閏八・一一	孝明	祇園社・清荒神		祈	天皇	悪疫流行のため、七日間
文久	二・三・一五	孝明	春日		御神楽	天皇	七日夜の御神楽(神鏡墜破)の為

同	同	同	同日	同	同	慶応	同	同	同	同	同	同	同	元治
二・九・一四	二・四・七	二・四・五		元・一〇・七	元・六・二二	元・四・二四	元・一一・一四	元・九・一七	元・九・一五	元・九・一一	元・九・八	元・九・八	元・八・七	元・八・七
孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明	孝明
石清水	松尾社			七社七寺	祇園社	吉田社	北野	石清水・賀茂	石清水	伊勢			七社七寺	
		禁苑（宮廷）	内侍所								内侍所			
奉幣使発遣	松尾祭再興	清祓 （稱荷神職）	祈禱	祈禱	臨時祭再興	吉田祭再興	臨時祭再興	奉幣使発遣	放生会	例幣使発遣	御神楽	祈禱		
天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇
風水ノ災祈禱	内憂外患祈禱	怪異（流産子兎肩狐喰破）	天下太平 七日間	天下太平（国事多事による）	内憂外患祈禱	内憂外患祈禱	内憂外患祈禱	内憂外患祈禱	内憂外患祈禱（甲子ノ年）	災厄祈禱（甲子年に当たり）	臨時御神楽	災異祈禱・国土平安 （四日より）	七日間（八月一	